

入間市主催事業等の開催における

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

1 基本的な考え方

屋内外や参加人数に関わらず、本ガイドラインに沿わない市主催の事業や会議等は原則として開催しない。

- ①開催時間は必要最低限とする。また、実施にあたっては、可能な限り対面しない形式（オンライン開催、書面開催等）を採用する。
- ②市関係団体（指定管理者を含む）等の実施する事業においても、原則として本ガイドラインの遵守を求める。
- ③名義後援の許可にあたっては、本ガイドラインの遵守を判断基準とする。
- ④施設を貸し出す場合は、貸館利用者に原則として本ガイドラインの遵守を求める。

2 開催等の範囲

（1）屋内施設

- ①施設の利用にあたっては収容定員の半分を限度とし、必要な感染防止策を実施する。
- ②人数上限については、国の示すイベント開催制限の段階的緩和の目安を基本とする。

（2）屋外施設

- ①人と人との距離を十分に確保（2mを目安）できることを前提とし、必要な感染防止策を実施する。
- ②人数上限については、国の示すイベント開催制限の段階的緩和の目安を基本とする。

3 開催時に必要な感染防止策（事前周知が望ましい）

- ①会場及び待合場所等における3つの密（密閉・密集・密接）を徹底して排除する。
- ②人と人との間隔はできるだけ2m（最低1m）程度空ける。特に、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患など）を有する方に配慮する。
- ③大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等を避けるよう周知する。
- ④来場者は事前に検温と体調確認を行うこととし、発熱、呼吸器症状（咳や喉の痛みなど）、倦怠感（だるさ）のある場合は参加を断る。
- ⑤マスクの着用、手指の消毒を徹底するとともに、こまめに換気を行う。（1～2時間ごとに5～10分を目安に可能な限り2つ以上の窓を同時に開ける。）また、複数の人の手が触れる物品や場所等については定期的に消毒を行う。
- ⑥咳エチケットの励行および手洗いの徹底を呼びかけるとともに、感染者が発生した際に的確な対応が図れるような運営に配慮する。また、緊急時には保健所等の公的機関に情報を提供する場合がある旨について周知する。
- ⑦2週間以内に国外（感染流行国）に旅行し、または、国内の集団感染施設等を訪問した事実がある場合には来場者自らが申し出ることを周知し、事業等への参加を断る。
- ⑧来場者の入場制限や誘導を適宜行う。また、事業等の前後や休憩時間などの交流等については極力控えるよう呼びかける。
- ⑨座席数の減や対面を避けるなどの利用者が密接しない座席の配置や、人と人が対面する場合は、アクリル板・透明ビニールカーテン等での遮断などを工夫する。
- ⑩上記のほか、国が示す「業種別ガイドライン」等の内容を踏まえ、各施設の実情に応じ、必要な感染症防止対策を講じる。

4 適用

本ガイドラインについては、令和2年5月26日から適用する。なお、国及び県の対処方針が修正された場合は、その内容を踏まえて適宜見直しを行う。